■景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）【美観地域・美観地域重点地区・麹町地域】

|  |
| --- |
| 基準 |
| ○事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とすること。 |
|  |
| ○事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とすること。 |
|  |
| ○事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とすること。 |
|  |
| ○区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図ること。 |
|  |
| ○電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をすること。 |
|  |
| ○大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにすること。 |
|  |
| ○擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減すること。 |
|  |